が森林所有者である森林を除く。）の面積をいう。第十三条の五第六号及び第七号において同じ。）が、基準面積（起算日における対象森林（起算日における特定森林経営計画につき法第十一条第一項の規定による認定の請求をした者が森林所有者である森林に限る。）の面積に十分の三を乗じて得た面積又は百五十ヘクタールのいずれか小さい面積に当該対象森林の面積を加えて得た面積をいう。同号において同じ。）を超えることを内容とする森林の経営の面積の目標が記載されていること。

第十三条の二第二項第七号中「（第三号ロに掲げる場合にあつては、相続日。次号において同じ。）」及び「（同号ロに掲げる場合に該当する森林経営計画のうち当該認定の請求をした者が自ら森林の経営を行うものに含まれる場合にあつては、相続日）」を削り、同項第九号ロ中「⑶まで及び⑸」を「⑷まで」に改める。

第十三条の四第四項を削る。

第十三条の五第四号中「その森林（当該森林に隣接している森林を含む。）の面積が著しく小さいもの並びに分収林特別措置法第二条第三項に規定する分収林契約並びに国有林野の管理経営に関する法律第十条に規定する分収造林契約及び同法第十七条の三に規定する分収育林契約に係るもの」を「第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる森林」に改め、同条第五号中「対象森林」を「当該森林経営計画の対象とする森林」に、「限る」を「限り、作業路網の整備を行わない森林及び当該森林経営計画の全部又は一部として定められる森林保健機能増進計画において森林保健施設を整備することとされている森林を除く」に改め、同条第七号を次のように改める。

七　起算日から起算して十年を経過した日以降における対象面積が、基準面積を下回つたとき。

第十三条の五第八号を削り、同条第九号を同条第八号とし、同条第十号中「及び」を「又は」に改め、「なつた日」の下に「（そのなつた日が起算日から起算して十年を経過した日以降である場合に限る。）」を加え、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「延長が」を「延長が」に改め、同号を同条第十号とし、同条中第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

第四十三条第二項中「申請者」を「申請書」に改め、同条第三項中「（第十三条の二第二項第三号ロに掲げる場合に該当する森林経営計画が、特定森林経営計画のうち当該認定請求者が自ら森林の経営を行うものに含まれる場合にあつては、相続日。以下この項において同じ。）」を削り、「経過する日」の下に「まで及び包括承継人となつた日（そのなつた日が当該二月を経過する日の三月前の日前である場合に限る。）から三月を経過する日」を加える。

付録第六中「ΣDiSi－L」を「ΣDiSi」に改め、「Lは、当該森林経営計画の始期において既に設置されている作業路網の延長」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。